

寄 附 行 為

財団法人日本科学協会

財団法人日本科学協会寄附行為

(昭和51年3月2日)

改正 昭和51年 9月16日
昭和52年 9月 3日
昭和53年 3月27日
昭和54年 9月27日

平成 3年11月12日
平成 7年 6月30日
平成11年12月27日
平成13年 8月14日
平成17年12月14日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は(以下「本会」という)、財団法人日本科学協会という。

2 本会の英文名は、THE JAPAN SCIENCE SOCIETY と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区赤坂1丁目2番2号に置く。

(支 部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、内外の科学者・技術者並びに科学・技術に関心のある者相互の協力と親善とを図り、科学の研究を奨励し、技術の開発を促進し、広く一般にその成果を伝達して、科学教育と一般文化との発展に寄与することにより、世界平和と国利民福とを図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 科学・技術並びに科学教育に関する雑誌及び図書の編集・刊行
- 2) 講演会・講習会・公開講座・セミナー・展示会・研究会・野外観察会などの開催
- 3) 科学技術の開発及び普及
- 4) 科学情報・資料の収集・保管及び貸出し
- 5) 科学の研究並びに研究の奨励及び助成
- 6) 科学者・技術者の国際交流及び親善
- 7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産)

第6条 本会の資産は、次のとおりとする。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2) 資産から生ずる収入
- 3) 事業に伴う収入
- 4) 寄附金品
- 5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 本会の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- 2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大

臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第9条のただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員等

(役員)

第16条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 理事 15名以上20名以内(うち、会長1名以内、理事長1名以内及び常務理事2名以内とする)
- 2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第17条 役員は、評議員会で選任し、会長、理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第18条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 理事長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、会長及び理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、会長及び理事長に事故があるとき、又は会長及び理事長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為の定めるもののほか、本会の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 1) 法人の財産の状況を監査すること。
- 2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- 4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第20条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。

2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(評議員選出)

第23条 本会に、評議員30名以上50名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

5 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(賛助会員)

第25条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体を賛助会員とする。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第26条 本会に、名誉職として、名誉会長1名、顧問20名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において推薦する。

3 名誉会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会長が求めた場合には、会議に出席して意見を述べることができる。

5 名誉会長及び顧問は、役員、評議員を兼ねることができない。

(事務局及び職員)

第27条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第28条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者又は他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(評議員会)

第30条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - 2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - 3) 基本財産についての事項
 - 4) 長期借入金についての事項
 - 5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - 6) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
- 2 評議員会の議長は、評議員の互選で定める。ただし、議長は当該議長の評議員の任期満了日までとする。
 - 3 第28条第1項及び第29条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これを規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第31条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第33条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 1) 寄附行為
 - 2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - 3) 財産目録
 - 4) 資産台帳及び負債台帳
 - 5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - 7) 官公署往復書類
 - 8) 収支予算書及び事業計画書
 - 9) 収支計算書及び事業報告書
 - 10) 貸借対照表
 - 11) 正味財産増減計算書
 - 12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則（昭和51年3月2日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和51年9月16日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和52年9月3日）

この寄附行為の住居表示の変更は、政令で定めた日から施行する。

附 則（昭和53年3月27日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（昭和54年9月27日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成3年11月12日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成7年6月30日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成11年12月27日）

この寄附行為の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成13年8月14日）

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成17年12月14日）

この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。